

小名浜港特定利用推進計画

平成26年12月
福 島 県

1. 小名浜港特定利用推進計画策定の目的

本計画は、小名浜港が特定貨物輸入拠点港湾(石炭)に指定されたことを受けて、本県はもとより東日本地域の安定的かつ安価なエネルギー(石炭)の供給を実現するため、東港地区及び5・6号ふ頭地区並びに7号ふ頭地区において、輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化を促進するための具体的な取り組みについて定め、小名浜港の拠点港としての効率的な利用の推進を図るものである。

2. 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する特定貨物輸入港湾の効果的な利用の推進に関する基本的な方針

2-1 小名浜港の概要

小名浜港は、福島県沿岸南部のいわき市に位置する重要港湾であり、福島県の産業を支える基盤として、また、南東北地域の物流拠点として地域の発展に大きな役割を果たすとともに、背後や近隣の沿岸部に立地し東日本地域に電力を供給する火力発電所への石炭等の燃料輸送拠点として、重要な役割を担っている。

平成25年における小名浜港の全取扱貨物量は輸入818万ト、移入353万ト、輸出100万ト、移出473万ト、合計1,744万トで輸入が約半数を占める。中でも石炭、原油、重油及び石油製品等のエネルギー関連の貨物は、貨物取扱量全体の約7割を占め、エネルギー供給基地としての役割が大きい。

特に石炭は港全体の貨物取扱量の約5割を占め、オーストラリア、インドネシア等から輸入され、背後や近隣の沿岸部に立地する石炭火力発電所等へ供給されている。

2-2 ばら積み貨物の取扱状況

小名浜港の石炭の取扱貨物量は表-1のとおり。平成23年は東日本大震災の影響により平年より取扱量が減少しているが、平成25年には震災前を上回る状況まで回復している。また、平成25年12月には、東京電力㈱広野火力発電所6号機(60万kW)が運転開始し、今後も石炭の取扱量の増加が見込まれる。

表-1 小名浜港の石炭の取扱貨物量

品目・区分	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
石炭	666万ト	607万ト	451万ト	619万ト	863万ト
輸入	532万ト	484万ト	341万ト	510万ト	619万ト
移入	1万ト	6万ト	24万ト	7万ト	7万ト
移出	133万ト	118万ト	86万ト	102万ト	237万ト

(注)端数処理の関係で合計が合わない場合がある

出典:小名浜港統計年報

2-3 ばら積み貨物に係る主要港湾施設の整備状況

小名浜港のばら積み貨物に係る主要港湾施設の整備状況(平成26年3月時点)は表-2のとおり。(各施設の位置は図-1参照)

表-2 小名浜港のばら積み貨物に係る主要港湾施設整備状況

地区名	施設名	数	規模	主要取扱貨物	備考
3号ふ頭地区	岸壁(3-3・4)	2バース	水深(-10m) 延長 350m	石炭 銅精鉱 亜鉛鉱	港湾計画:水深-10m、延長350m 橋形水平引込式アンローダー
	埠頭用地	1式	8ha		
	荷役機械	2基	315t/h		
5・6号ふ頭地区	岸壁(5-1)	1バース	水深(-12m) 延長 240m	石炭 銅精鉱 亜鉛鉱	港湾計画:水深-12m、延長240m (5号ふ頭地区) 橋形クレーン式アンローダー
	埠頭用地	1式	11ha		
	荷役機械	1基	800t/h		
	岸壁(6-1)	1バース	水深(-14m) 延長 280m	石炭	港湾計画:水深-14m、延長280m (6号埠頭地区) バケット式連続アンローダー(民間) ベルトコンベア(民間) ホップ分岐施設
	埠頭用地	1式	15ha		
	荷役機械	2基	1,500t/h		
	搬送機械	2列	1,550t/h		
荷役機械	1基	1,550t/h			
7号ふ頭地区	岸壁(7-1・2)	2バース	水深(-13m) 延長 540m	石炭	港湾計画:水深-13m、延長540m 橋形水平引込式アンローダー
	埠頭用地	1式	31ha		
	荷役機械	3基	800t/h		
東港地区	岸壁(H-1)	1バース	水深(-18m) 延長 370m※	石炭 (計画)	〔特定貨物取扱埠頭〕 港湾計画:水深-20m、延長370m 埠頭用地の詳細は精査中 荷役機械の詳細は精査中 搬送機械の詳細は精査中
	埠頭用地	1式	23ha		
	荷役機械	2基	2,000t/h 程度		
	搬送機械	2列	2,000t/h 程度		

※整備水深は、平成 25 年度に東港地区国際物流ターミナルが新規事業採択された際のもの。

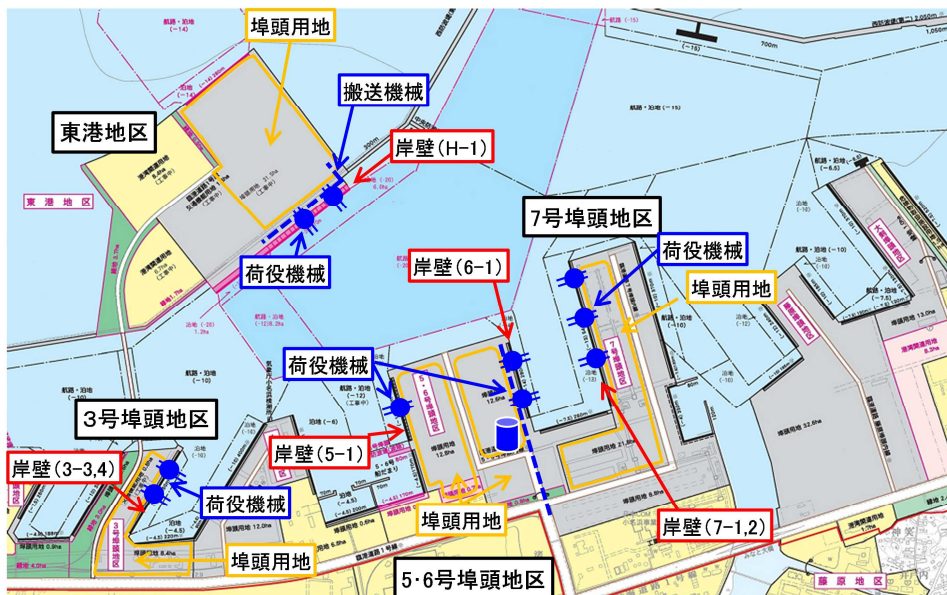


図-1 小名浜港のばら積み貨物に係る主要港湾施設位置図

2-4 港湾計画及び関連する計画における位置づけ

小名浜港港湾計画(平成24年7月一部変更)において、大型船舶による輸入ばら積み貨物(石炭)の輸送に必要な港湾施設として、東港地区に岸壁(-20m)、航路・泊地(-20m)等が位置づけられている。また、東港地区及び5・6号ふ頭地区並びに7号ふ頭地区は、小名浜港港湾計画(平成25年10月軽易な変更)において、石炭の輸入拠点として港湾の運営の効率化に特に資する区域(臨海部産業エリア(図-2参照))として位置づけられている。

一方、福島県復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)に基づく産業復興再生計画(平成25年5月策定)においては、東港地区及び5・6号ふ頭地区並びに7号ふ頭地区を、民間埠頭運営会社へ一体的に貸付し、物流機能の効率化を図り、地域産業の復興に資する事業を行う地区として位置づけられている。



図-2 効率的な運営を特に促進する区域(臨海部産業エリア)(橙色で囲まれた区域)

2-5 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する特定貨物輸入拠点港湾の効果的な利用の推進に係る取組方針

(1) 効果的な利用の推進に係る現状及び課題

小名浜港で多く取り扱われている石炭は、背後や近隣の沿岸部に立地する電力会社の火力発電所向けに、吃水調整をしながら8万~9万DWT級の船舶により個別に輸入しているケースや、商社が中心となってボイラー燃料等小口利用企業向けに1万~2万DWT級の船舶により輸入しているケースなどがある。

また、小名浜港では石炭輸送船舶の入港隻数の増加や大型船舶に対応した岸壁の不足により、多くの船舶が沖合で入港を待つ滞船や喫水調整のための減載を余儀なくされており、非効率な輸送実態となっている。

一方で、東日本大震災以降、我が国におけるベースロード電源として石炭火力発電の重要性が高まっており、石炭火力発電所が多数立地する東北地方の沿岸部においては、石炭を安定的かつ安価に輸入するための取り組みが必要となっている。

このため、小名浜港においては、本県はもとより東日本地域のエネルギーの安定供給に向けて、大水深岸壁等の整備とともに、企業間の連携による石炭の海上運送の共同化など大型船の活用による効率的な海上輸送網の拠点港としての役割が求められている。

(2) 効果的な利用の推進に関する取組方針

安定的かつ安価な石炭の調達に向け、小名浜港を拠点港とした効果的な利用の推進に関し、以下のとおり取り組む。

- ・東港地区 H-1 岸壁(-18m)や航路・泊地(-18m)、埠頭用地等の整備を推進する。
- ・効率的な石炭荷役を可能とするため、東港地区において高能率荷役機械(アンローダー2基)等の整備を行うとともに、民間事業者による埠頭運営を行う。
- ・企業間の連携を推進するとともに、効率的な海上輸送網を形成し、海上輸送の共同化に取り組む。

(3) 輸入ばら積み貨物の海上輸送の共同化の促進に関する実施体制

効率的な海上輸送網の構築を図るため、平成26年6月に港湾法第50条の7に基づいて設置された「小名浜港特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会」において、石炭の海上輸送の共同化の促進に資する取組みの計画作成及び実施に関し必要な協議を行う。なお、同協議会は特定港湾管理者である福島県、本計画に定める事業を実施すると見込まれる特定埠頭運営者や荷主企業その他必要と認められる者により組織する。

協議会の構成員は、計画に位置づけられた目標を共有し、関係者間の連携強化に取り組み、経済性を考慮しつつそれぞれの立場で目標の実現に努める。

同協議会の平成26年12月3日時点の構成員は以下のとおり。

【小名浜港特定貨物輸入拠点港湾利用促進協議会 会員】

福島県、いわき市、いわき商工会議所、小名浜埠頭(株)、小名浜海陸運送(株)、三洋海運(株)、磐城通運(株)、東京電力(株)、東北電力(株)、常磐共同火力(株)、常磐火力産業(株)、常磐興産(株)、相馬共同火力発電(株)、(株)エイブル、サミット小名浜エスパワー(株)、(株)クレハ、小名浜製錬(株)、東邦亜鉛(株)、日本化成(株)、堺化学工業(株)、日本製紙(株)、小名浜吉野石膏(株)、福島臨海鉄道(株)

3. 特定利用推進計画の目標

大型船舶を活用した石炭の海上運送の共同化(共同配船又は共同調達)などを実施することとし、目標は表-3のとおりとする。

表-3 石炭の海上運送の共同化に関する目標

特定貨物輸入拠点港湾	小名浜港(福島県)
連携港	東日本地域の石炭荷揚げ港 茨城港(茨城県)、相馬港(福島県)、 能代港(秋田県)、酒田港(山形県) 等
利用企業	常磐共同火力(株)、東京電力(株)、東北電力(株)、常磐興産(株) サミット小名浜エスパワー(株)、(株)クレハ、小名浜製錬(株)、 日本製紙(株)、小名浜吉野石膏(株) 等
対象船舶	ケープサイズ級等
目標	[目標1:東港地区供用開始後5年以内] ・海上運送の共同化などにより取扱われる石炭について、年間約 100万トンを取扱い、海上輸送コストを2割程度縮減させる。 [目標2:東港地区供用開始後10年以内] ・海上運送の共同化などにより取扱われる石炭について、年間約 200万トン以上を取扱い、海上輸送コストを4割程度縮減させる。

4. 特定利用推進計画の目標を達成するために行う特定貨物取扱埠頭の機能の高度化を図る事業及びその実施体制に関する事項

4-1 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業

(1) 施設整備等

港湾法第50条の6第2項第3号に基づく特定貨物取扱埠頭機能高度化事業において整備又は利活用する施設は表-4のとおり。(各施設の位置は図-3参照)

なお、表中9及び10の施設は、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第35項に基づき固定資産税等の課税標準の特例の適用対象となる。

表-4 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業において整備又は利活用する施設

番号	地区	施設名	整備主体	数	規模	整備年度	備考	
1	東港地区	岸壁(H-1) (公共)	国	1バース	水深(-18m) 延長 370m ※	平成 20 年度～ 平成 28 年度	港湾計画： 水深(-20m) 延長 370m	
2		航路・泊地 (-18m)	国	78ha	水深(-18m) ※	平成 25 年度～ 平成 30 年度		
3		航路(-18m)	国	38ha	水深(-18m) ※	平成 30 年度		
4		航路(-19m)	国	33ha	水深(-19m) ※	平成 29 年度～ 平成 30 年度		
5		臨港道路	国	1805m	片側 1 車線	平成 20 年度～ 平成 26 年度		
6		護岸(防波)	国	618m	—	平成 20 年度～ 平成 28 年度		
7		埠頭用地	福島県	1 式	23ha	平成 7 年度～ 平成 32 年度		野積場他
8		広域資源活用 護岸	福島県	1,500m	—	平成 6 年度～ 平成 31 年度		
9		荷役機械	小名浜埠頭 (株)	2 基	2,000t/h 程度	～平成 30 年度		港湾機能高度化施設整備事業等
10		搬送機械	小名浜埠頭 (株)	1 式	2,000t/h 程度	～平成 30 年度		

※東港地区の岸壁、航路・泊地、航路の整備水深は平成 25 年度に東港地区国際物流ターミナルが新規事業採択された際のもの。

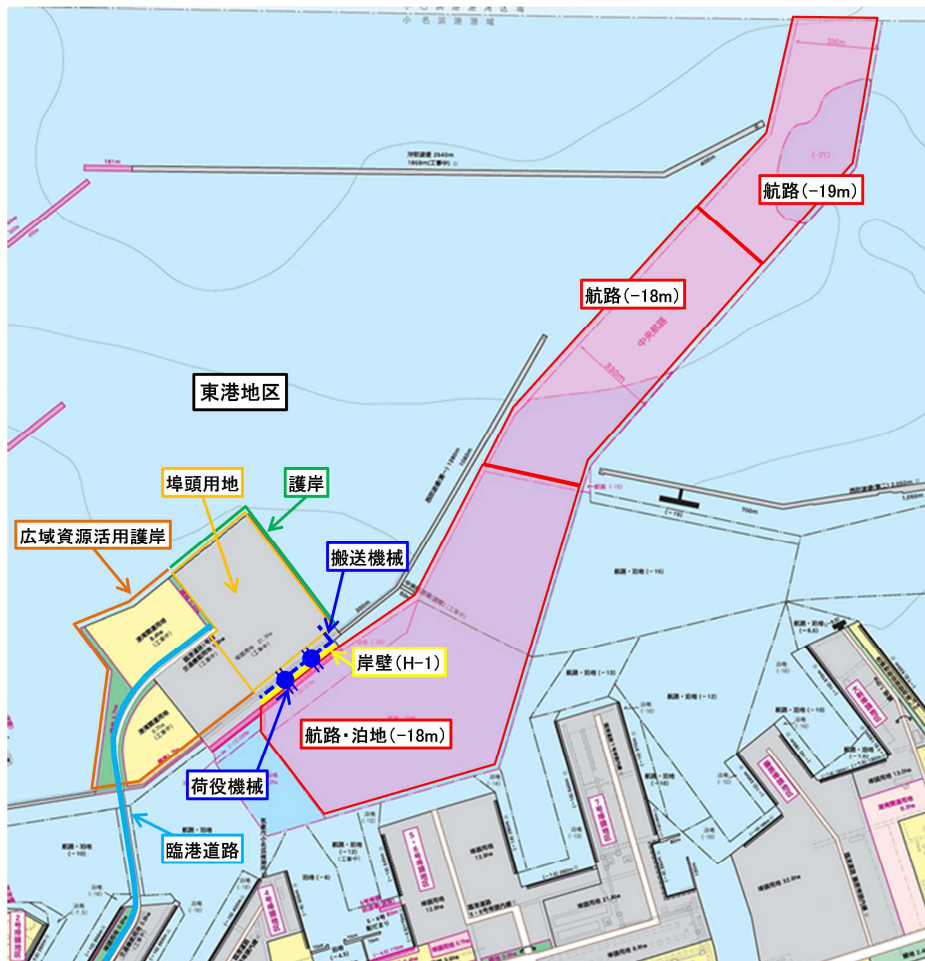


図-3 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業において整備又は利活用する施設

(2) 民間事業者による効率的な埠頭運営

港湾法第54条の3第7項及び福島復興再生特別措置法第51条第3項等の規定に基づき、小名浜埠頭(株)が、東港地区及び5・6号埠頭地区並びに7号ふ頭地区の行政財産を港湾管理者より一体的に貸付を受け、これらの埠頭運営事業を行う。

なお、事業開始時期について、供用中の5・6号ふ頭地区及び7号ふ頭地区については平成27年度以降、また、現在整備中の東港地区については、供用が可能となった時点とする。

(3) 海上運送の共同化

東港地区が供用開始して以降、小名浜港利用企業をはじめとする東日本地域を中心とした石炭利用企業や商社が主体となり、大型船舶を活用した石炭の海上運送の共同化(共同配船または共同調達)などに取り組む。

4-2 実施体制

特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施体制は次のとおり。

表-5 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施体制

項 目	実施機関	時期
東港地区国際物流ターミナル整備事業 ・岸壁(-18m)	国	平成 20 年度～ 平成 28 年度
・航路・泊地(-18m)	国	平成 25 年度～ 平成 30 年度
・航路(-18m)	国	平成 30 年度
・航路(-19m)	国	平成 29 年度～ 平成 30 年度
・臨港道路	国	平成 20 年度～ 平成 26 年度
・護岸(防波)	国	平成 20 年度～ 平成 28 年度
・埠頭用地	港湾管理者(福島県)	平成 7 年度～ 平成 32 年度
・広域資源活用護岸	港湾管理者(福島県)	平成 6 年度～ 平成 31 年度
・荷役機械等	小名浜埠頭(株)	～平成 30 年度
海上運送の共同化に係る取組 ・特定利用推進計画の作成・実施する場合の協議の場	小名浜港特定貨物輸入拠点 港湾利用推進協議会	平成 26 年 6 月～
・海上運送の共同化の促進	東日本地域を中心とした石炭 利用企業、商社等	平成 26 年 6 月～

4-3 事業の効果

大水深岸壁や高性能な荷さばき施設が整備される東港地区の埠頭を中核として、企業間連携及び港間連携による大型船舶を活用した石炭の海上運送の共同化が可能となり、小名浜港及び連携港において石炭の海上輸送コスト削減が図られる。これにより、荷主企業にとって、石炭の安定的かつ安価な輸入が可能となるとともに、調達先の多様化も図られることとなる。

5. 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する他港湾との連携に関する事項
企業間連携及び港間連携による大型船舶を活用した石炭の共同配船輸送及び共同調達輸送などに取り組む。

6. 上記のほか、特定利用推進計画の実施に関し特定港湾管理者が必要と認める事項
小名浜港で取り扱う石炭の多くは、火力発電所の発電燃料として利用されるなど、東北・関東地方における電力供給等に重要な役割を果たしており、震災時に港湾機能が停止し、石炭の安定した供給が行えない場合、国民生活や地域産業に大きな影響を及ぼすこととなる。このため、エネルギー等の安定供給に向けて震災時における物流機能を確保する必要があることから、東港地区 H-1 岸壁(-18m)及びこれに係る荷役機械については耐震化を図るものとする。

7. 本計画の変更及び進捗状況の確認
今後、東港の供用や石炭需要、また海上輸送を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行うとともに、特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会等を活用し、関係者間で定期的に進捗状況の確認を行うものとする。